

令和8年度住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請時チェックリスト

※申請前に事前チェック欄で提出書類をチェックのうえ、提出してください。

	提出書類及び注意事項等	チェック欄	
		事前	市
	窓口に來られた方は申請者本人か。 代理人（事業者等）の場合、委任状が必要。		
①	補助金交付申請書（第1号様式）（表） 申請者の欄に押印されている場合、契約書と同一の印鑑が押されているか。 （自署の場合押印不要。） 補助対象設備にチェックが付いているか。 補助対象設備を導入した所在地は、住民票の住所及び契約書の住所と同一か。 補助金交付申請額は、補助対象経費の範囲内か。 補助対象設備を設置する建物等の種別に○を付けているか。 工事完了日（住宅の引き渡し日又は電気自動車等の登録日）は、令和8年4月1日以降であり、かつ、令和9年2月26日以前の日付か。 申請者と住宅の所有者が同一か。 異なる場合及び共有者がいる場合、署名が必要。		
②	補助金交付申請書（第1号様式）（裏） 同意書に世帯全員の署名がされているか。 署名が無い場合は、住民票と世帯全員分の滞納のない証明書の添付が必要。		
添 付 書 類 （ 共 通 ）	(1) 補助対象設備の概要(第1号様式別紙) 各設備等の補助対象経費は、領収書や内訳書により確認できるか。 補助対象設備は、補助対象の要件を満たす補助対象機器等として登録されている型番を記載しているか。 ・エネファームの場合：一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けていることがわかる書類 ・蓄電池の場合：一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていることがわかる書類 ・窓の断熱改修の場合：一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人 ・北海道環境財団により登録されていることがわかる書類（窓全体の熱貫流率Uwが1.9以下のものであること。） ・電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合：一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていることがわかる書類 ・V2Hの場合：一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていることがわかる書類 補助対象経費は、消費税抜きの金額を記入しているか。補助対象でない機器や工事の金額を含めていないか。 着工日及び完了日は、令和8年4月1日以降であり、かつ、令和9年2月26日以前の日付か。		
	(2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し 契約書・注文書に記載の着工日等は令和8年4月1日以降か。 ※契約書で確認できない場合は、事業者の角印が入った「工事着工及び完了証明書」の添付が必要。 内訳書（内訳が分かるものであれば見積書でも可）に記載された金額は、「補助対象設備の概要」に記載された補助対象経費と一致しているか。		
	(3) 補助対象設備の設置に係る費用の支払を証する書類の写し（領収証等の写し） 契約書に記載されている金額と一致しているか。		
	(4) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し カタログ・パンフレット等、メーカーと品番名が分かるもの。 ・エネファームの場合：発電ユニットと貯湯ユニットそれぞれ ・蓄電池の場合：パッケージ型番とそれを構成する全ての機器 ・窓の断熱改修の場合：商品名および補助対象機器かどうか確認できる型番		
	(5) 世帯全員の住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。同意書に署名した場合は省略可。）		
	(6) 世帯全員の市税に滞納のない証明書（同意書に署名した場合は省略可）		
	(7) 住宅の位置図（住宅近辺の案内図）		
	(8) その他市長が必要と認める書類		

上記以外の添付書類				
添 付 書 類	a	補助対象設備の設置図面 ・蓄電池、エネファームの場合：間取り図等に本体及び付属機器の設置場所を 図示 ・窓の断熱改修の場合：平面図及び立面図		
	b	補助対象設備の設置状況が確認できる写真 住宅全体の写真に加え、 ・エネファームの場合：発電ユニット、貯湯ユニット（型番、製造番号が確認 できるもの）、モニター（発電状況が分かる状態のもの） ・蓄電池の場合：パッケージ型番を構成する全ての機器（型番、製造番号が 確認できるもの） ・窓の断熱改修の場合：工事着工前と工事完了後（必要に応じ工事中の写真） ・電気自動車の場合：車全体とナンバープレート ・プラグインハイブリッド自動車の場合：車全体とナンバープレート ・V2Hの場合：設備全体および設備の銘版		
	c	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（いずれか1つ） 1.メーカー発行の保証書（保証日、販売店名、購入者名が記入されている もの） 2.メーカー発行の出荷証明書又は納品書 3.メーカー発行の出荷検査成績書（検査日の記載があるもの） 4.補助対象設備が自動車又はプラグインハイブリッド車の場合、自動車検査証 記録事項の写し（初度登録年月と登録年月日/交付年月日が同年同月） 5.窓の断熱改修の場合、メーカーが発行する製品の性能を証明する書類又は出 荷時にガラスに貼られているシール等も可		
	d	補助対象設備が蓄電池、V2H、又は電気自動車等の場合、 住宅用太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類 売電明細、接続契約のご案内、保証書、特定契約締結に係る書類、電力需給契 約変更申込書（電力会社記入欄に記載があるものに限る。）の写し又は太陽光発 電設備を設置した住宅の全景及び太陽光パネルが設置されていることが確認でき る写真		
	e	補助対象設備が窓の断熱改修の場合、 住宅の建築工事が完了していることを確認できる書類 「固定資産税課税台帳記載事項証明書」、「固定資産税納税通知書」、 「検査済証(検査済証の交付年月日が設備設置着工前の日付であること)」、 「建築台帳記載事項証明書」又は建物全体（足場が取れていること）及び窓の断 熱改修の工事が行われていないことが確認できる写真		
	f	補助対象設備が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の場合、 ア 発電した電気を電気自動車等に充電できることを証する書類 充電設備の保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真 イ 自動車車検証記録事項の写し（所有者欄と使用者欄の住所氏名が、申請者の 住所氏名と一致していることの確認） ウ ローン購入で所有者と使用者の名義が異なる場合 保管場所標章番号通知書の写し、申請者が保険契約者である任意保険の 自動車保険証、自動車検査証記録事項の写し（使用者欄の住所氏名と申請者の 住所氏名が一致していること）等 エ V2Hを併設した場合の補助を受ける場合 V2Hの保証書の写し又はV2Hの設置状況及び設置機器が確認できる写真		
	g	補助対象設備がV2H充放電設備の場合、 電気自動車等が導入されていることが確認できる書類 自動車車検証記録事項の写し		
	全般	申請者、工事請負契約書の契約者、電力需給契約者、領収書の宛名は同一人か。 印鑑は全て同じものを使用しているか。シャチハタ印等を使用していないか。 筆跡を消せるペン等を使用していないか。修正液、修正テープ等を使用していないか。		